

出資財産について(案)

1 制度の概要

- ・ 公立大学法人は、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。【地独法第6条第1項】
- ・ 公立大学法人に出資できるのは、地方公共団体に限られる。【地独法第6条第2項】
- ・ 法人の設立団体である地方公共団体は、法人の資本金の額の2分の1以上に相当する財産を出資しなければならない。【地独法第6条第3項】
- ・ 金銭以外の出資財産は時価評価額とする。【地独法第6条第4項】
- ・ 出資する財産は定款に記載しなくてはならない。【地独法第8条第1項】

2 公立大学法人化に向けての基本的な考え方

法人の財産については、法人が確実に業務を実施するために必要な財産を引き継ぐことを基本に、出資等の方法や範囲について検討する。

3 出資範囲の検討

(1) 主要財産(土地・建物)の法人移管形態

	出 資	無償貸付
財産の性格	法人所有財産 (出資財産)	県有財産 (普通財産)
移管の手續	議会の議決 (地独法66条) (地独法施行令9条)	県内部の決裁行為 (県有財産の交換、譲与、無償 貸付け等に関する条例第4条)
財産の管理	法人による維持管理 (利活用可能) 条例による制限有り(地独法第44条)	法人による維持管理 (処分不可)

地独法第66条

- 1 移行型地方独立行政法人の設立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務(当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。)のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時に於いて当該移行型地方独立行政法人が承継する。

地独法施行令第9条

設立団体の長は、法第66条第1項の規定により移行型地方独立行政法人に承継させる権利を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

地独法第44条

- 1 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。
- 2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(2) 先行法人の事例

公立大学法人	土地	建物	備考
国際教養大学	出資	出資	土地は秋田市のものだったので当初は出資できなかったが、20年4月秋田市より出資
岩手県立大学	出資	出資	
首都大学東京	出資	出資	将来都への返還が予定されている物件は無償貸与
横浜市立大学	出資	無償貸与	建物は近いうちに建て直す予定がある
大阪府立大学	無償貸与	出資	土地境界に未確定の箇所があるため、確定するまで貸与
北九州市立大学	出資	出資	
長崎県公立大学法人	出資	出資	
札幌市立大学	出資	出資	建物を建設中だったので貸与としたが、18年9月に完成し、出資した
秋田県立大学	出資	出資	
福島県立医科大学	出資	出資	
会津大学	出資	出資	
名古屋市立大学	出資	出資	
滋賀県立大学	出資	出資	
大阪市立大学	出資	出資	
和歌山県立医科大学	出資	出資	
山口県立大学	出資	出資	建物で耐用年数を経過しているもの、取得価格50万円未満の物件は無償譲渡
福岡県立大学	出資	出資	
福岡女子大学	出資	出資	
九州歯科大学	出資	出資	
熊本県立大学	出資	出資	
大分県立看護科学大学	出資	出資	
札幌医科大学	出資	出資	
福井県立大学	出資	出資	
静岡県公立大学法人	出資	出資	
愛知県公立大学法人	出資	出資	老朽化した建物については無償貸与とし、県で建て替え・修繕後に出資
奈良県立医科大学	無償貸与	出資	土地は県民の財産であり、簡単に処分できない。大学は建物さえあれば業務を行えるため、今後も土地の出資は予定していない。
神戸外国語大学	出資	出資	
広島県立大学	出資	無償貸与	施設の整備中で、工事が完了次第建物も出資
岡山県立大学	出資	出資	
島根県立大学	出資	出資	
下関市立大学	出資	無償貸与	・建物の老朽化が激しく、将来の再開発に備えたため ・建物に債務が残っているため(金融機関(簡保)からの債務で、所有者が変わることに不都合が出てくる可能性があり、全額返還を求められる恐れがあるため)
宮崎公立大学	出資	出資	
青森県立保健大学	出資	出資	
都留文科大学	出資	出資	地方債債務の残る建物については、大学の施設整備基金で繰上償還を行った上で出資
山形県立保健医療大学	出資	出資	

(3) 出資範囲(素案)

方針

- ・山梨県は現に大学の用に供している土地及び建物(別紙)を出資する。
- ・元紺屋宿舎、池田の中央病院宿舎敷地、韮崎のグラウンド、北病院敷地内のカンファレンス棟については検討事項(別紙)。
- ・地方債残高のある建物についても出資することとするが、地独法第66条第1項の規定により、債務については山梨県に残すこととする。(1ページの～部分参照)
- ・出資する財産以外の財産については、譲与する。

財産移管一覧表

	法人設立時の取得価格	
	50万円以上	50万円未満
土地	出資【資産】	
建物	出資【資産】	譲与【非資産】
図書・美術品 ・收藏品	譲与 【資産】	
構築物・樹木 ・知的財産権	譲与 【資産】	譲与 【非資産】
物品	譲与 【資産】	譲与 【非資産】

注1)「資産」とは、貸借対照表に計上する固定資産である。

(国立大学会計基準...耐用年数1年以上。計上基準は50万円以上。)

注2)土地・建物・物品は、承継時点における時価とする。

注3)物品の譲与については、県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第7条第1項による。

県有財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第7条

物品は、次に掲げる場合においては、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で売り払うことができる。

公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に物品を譲渡する場合